

# ゴールナビの「Smart NISA」機能の概要

ゴールナビのNISA※口座では、「新しいNISA」制度を有効活用する「Smart NISA」機能として、3つの機能を搭載します。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」

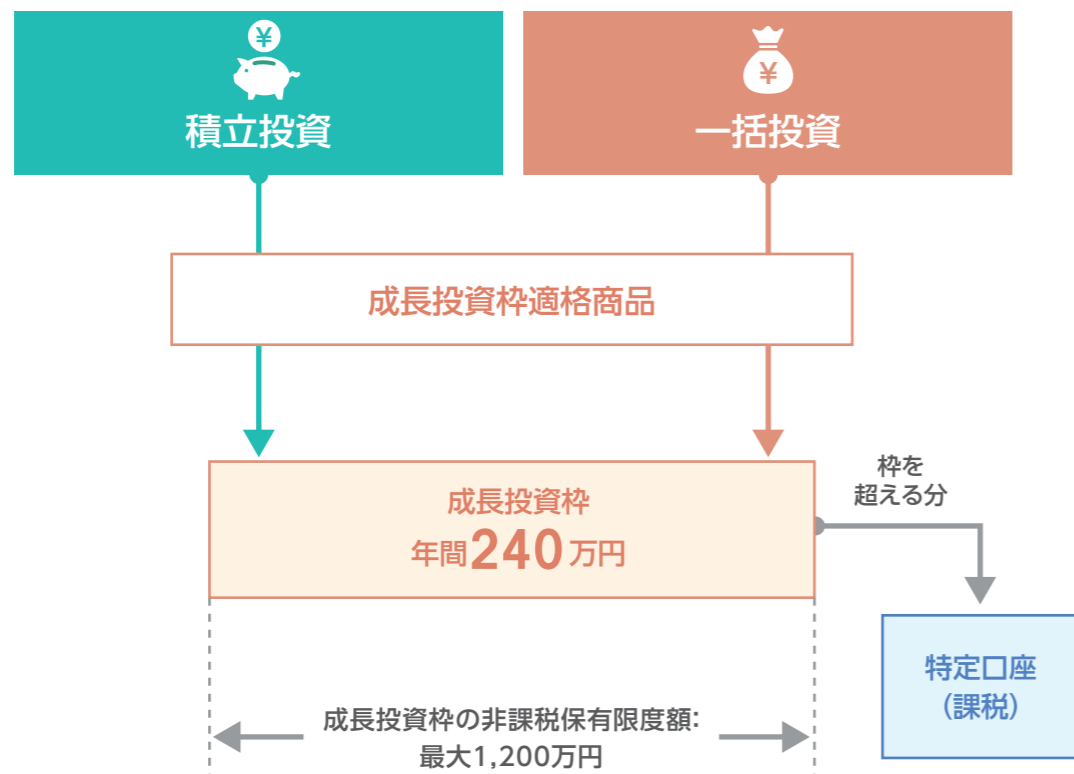
## 機能 1 成長投資枠に自動で割り当て「自動割当」※自動付帯

※ゴールナビの組入投資信託において、つみたて投資枠適格商品の該当はありませんのでご注意ください。

運用資金をNISA口座の「成長投資枠」に自動で割り当てることで、「成長投資枠」を余すことなく活用します。

※この機能は、ゴールナビのNISA口座が開設されると自動で付帯されます。

### 「自動割当」のイメージ



※成長投資枠適格商品: 全ての組入投資信託

※ゴールナビでNISA口座を利用する契約者は、特定口座およびNISA口座のつみたて投資枠、成長投資枠のいずれの口座・勘定で証券投資信託の買付または売付をするかについて、投資一任業者であるニッセイアセットマネジメント株式会社に一任するものとします。契約者自身が指定して取引することはできません。つみたて投資枠での購入が可能な銘柄は、金融庁において適格銘柄の申請が受理された証券投資信託に限られます。2024年8月現在、つみたて投資枠適格銘柄はありません。NISA口座における積立は、成長投資枠で行われます。

※お客さまが選択する運用プランは、NISA口座を利用する場合としない場合とで同一であり、NISA口座の活用を優先して基準資産配分を変更することはありません。

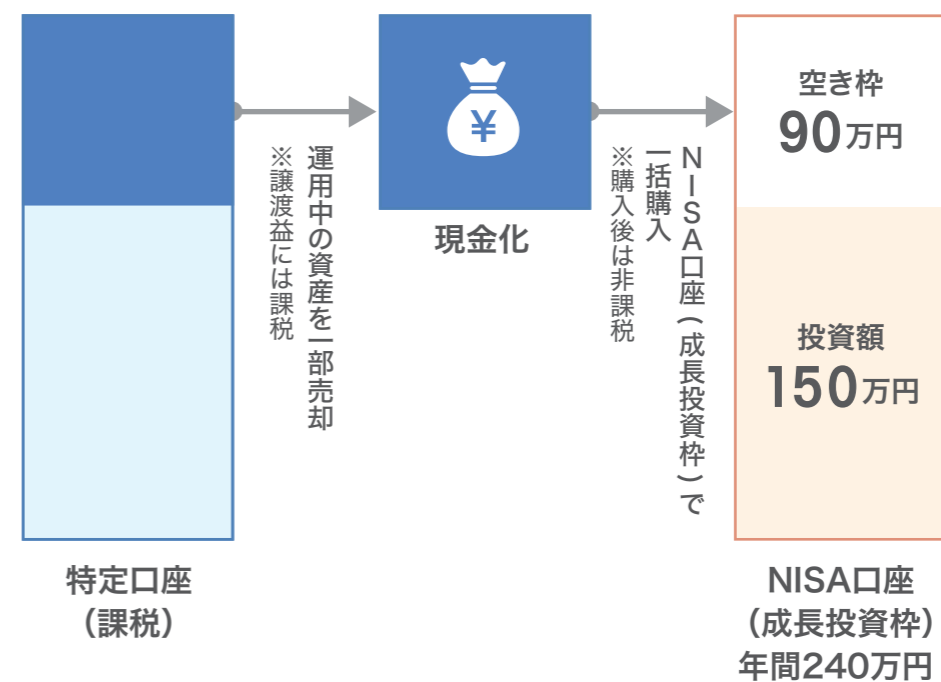
※お客さまが選択する運用プランによっては、年間投資枠の上限額まで枠を利用できない可能性があります。

## 機能 2 課税口座からNISA口座へ自動で組入れ「自動組入」※自動付帯

ゴールナビは、非課税保有限度額と年間投資枠に空きがあって一定の条件を満たす場合、特定口座(課税)で保有する証券投資信託を売却し、NISA口座(成長投資枠)での買付を自動で行います。この機能によってNISA口座の利用機会を逃すことはありません。

※この機能は、ゴールナビのNISA口座が開設されると自動で付帯されます。

### 「自動組入」のイメージ



※原則として年1回、12月に契約者の口座の状態により実施を判断します。

※特定口座からNISA口座に直接移管することはできません。特定口座の証券投資信託を一旦売却し、NISA口座で買い直します。その際、特定口座での売却にあたって譲渡所得課税が発生することがあります。NISA口座において一括投資を行う場合、つみたて投資枠の利用はできないため、成長投資枠での購入となります。

※売却から再購入まで、当該売買相当額を現金化したことにより市場の相場変動の影響を受けない期間が発生することがあります。この間に投資対象の証券投資信託の基準価額が上昇した場合、その上昇分は契約者の運用収益となりません。

※売却から再購入までの間に証券投資信託の時価が上昇すると、買付額が成長投資枠の買付可能額を超過する場合があります。その場合、超過した部分については特定口座で買付けます。

※一部の証券投資信託では当該売買に伴って信託財産留保額を負担いただくことがあります。

# ゴールナビの「Smart NISA」機能の概要

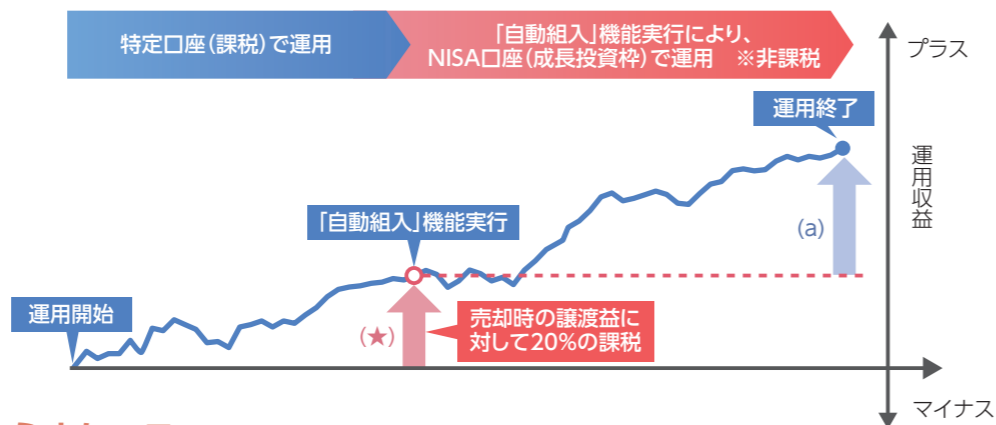
## 「自動組入」機能が実行された際の効果について

「自動組入」機能が実行された際の効果は、買付～「自動組入」機能の実行時～運用終了までにおいて、時価がどのように変化したかによって異なります。

### A ポジティブな効果をもたらすケース

運用終了時の運用収益(a)がプラスで、「自動組入」実行時の運用収益(☆)を上回っている。

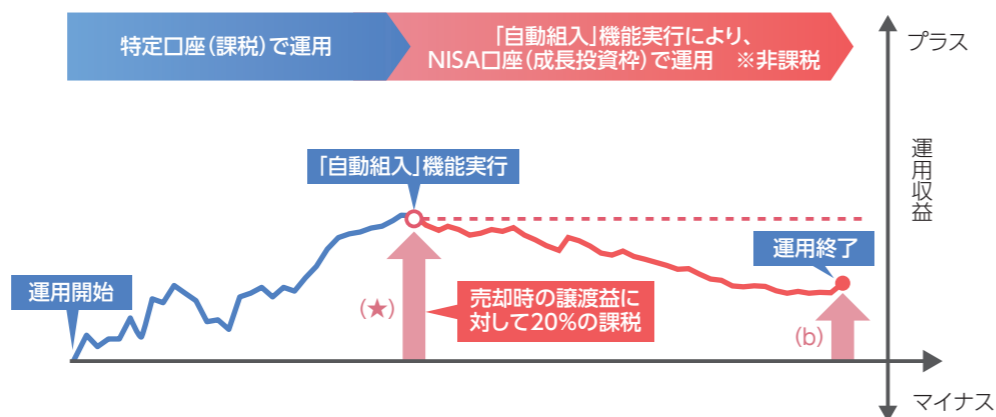
「自動組入」機能を実行せずに特定口座で保有しつづけていたら、買付時からの運用収益(☆+a)が課税対象となる。ところが、「自動組入」機能の実行により、「自動組入」以降の運用収益分(a)が非課税となる。



### B ネガティブな効果をもたらすケース

「自動組入」実行時の運用収益(☆)がプラスで、運用終了時の運用収益(b)が「自動組入」実行時を下回っている。

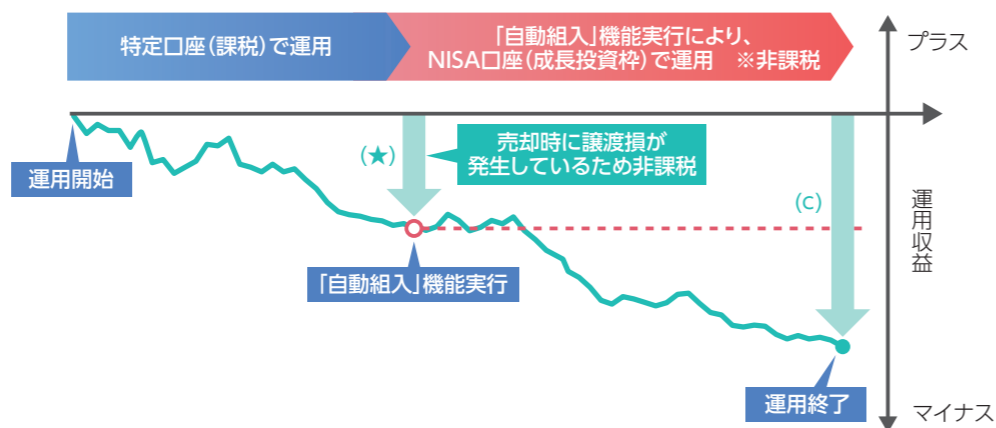
「自動組入」機能を実行した際の課税額が、「自動組入」機能を実行せずに特定口座で保有しつづけた場合の運用収益(b)の課税額を上回る。



### C 効果がニュートラルなケース

「自動組入」実行時の運用収益(☆)がマイナスで、運用終了時の運用収益もマイナス。

「自動組入」機能の実行時の運用収益(☆)、運用終了時の運用収益(c)の両方において課税が発生しない。



※「自動組入」機能の実行により特定口座(課税)内の資産を売却した時点で、税務上の譲渡益あるいは譲渡損が発生します。譲渡益は課税の対象になります。これらは特定口座(課税)内の損益通算の対象です。  
 ※NISA口座において発生した譲渡損は、特定口座(課税)との損益通算ができません。  
 ※今後、「新しいNISA」制度の内容が変更となった場合、機能の内容が変更となる可能性や期待する効果が得られない可能性があります。

## 機能3 NISA口座の空き枠を拡張「自動空き枠拡張」\*オプション

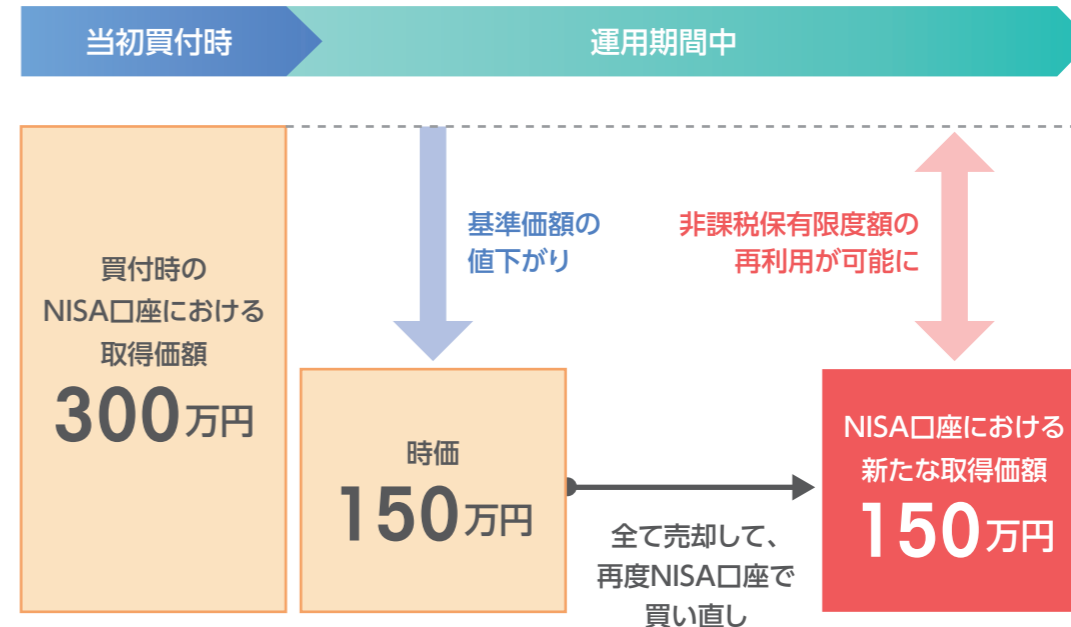
基準価額が下落した証券投資信託を自動で一旦売却し再購入することにより、非課税保有限度額である生涯投資枠の空き枠を拡げるオプション機能です。

具体的には、NISA口座で保有している証券投資信託の基準価額が一定以上下回った場合に当該機能は発動し、引き下がった取得価格(簿価)の分だけ生涯投資枠を翌年以降に再利用することが可能となります。但し、年間投資枠(成長投資枠:240万円)の範囲内での再利用となります。

また、このオペレーションを運用開始以降繰り返していくことで、再利用できる生涯投資枠が積み重なり、より大きな効果を期待できます。

※この機能は、オプション(選択制)です。利用を希望する場合は、NISA口座開設後のログイン画面で機能をオンにできます。

### 「自動空き枠拡張」のイメージ



※当機能は、原則として年1回、12月に契約者の口座の状態により実施を判断します。  
 ※非課税保有限度額が拡張するわけではありません。  
 ※ゴールナビの組入投資信託において、つみたて投資枠適格商品の該当はありません。当該機能は成長投資枠の非課税保有限度額(1,200万円)を有効に活用するためのオプションです。  
 ※売却から再購入まで、当該売買相当額を現金化したことにより市場の相場変動の影響をうけない期間が発生することがあります。この間に投資対象の証券投資信託の基準価額が上昇した場合、その上昇分は契約者の運用収益となりません。  
 ※売却から再購入までの間に証券投資信託の時価が上昇したことにより、取得価額が却って上昇してしまうことがあります。また、買付額が成長投資枠の買付可能額を超過することがあります。その場合、超過した部分については特定口座で買付けます。このような場合には、当機能のメリットは享受できません。  
 ※一部の証券投資信託では当該売買に伴って信託財産留保額を負担いただくことがあります。

※NISA口座は、口座開設する年の1月1日現在で18歳以上の場合にお申込み可能です。  
 ※取扱会社を経由したゴールナビの提携サービスにおける「新しいNISA」制度の対応方針は、各社によって異なります。

# ゴールナビの「Smart NISA」機能に関する注意事項

ゴールナビにおけるNISA口座活用の機能を総称して「Smart NISA」機能といたします。ゴールナビの「Smart NISA」機能のお申込み(投資一任契約)の前に、最新の「契約締結前交付書面」をよくお読みください。お申込み(投資一任契約)の際には、投資一任契約書兼投資一任契約締結時交付書面、諸約款・規約、その他書面集で契約内容をご確認、ご理解いただき、お客さまご自身でご判断ください。

## 1 NISA口座に関するご留意事項

- NISA口座の利用を選択した契約者は、株式会社スマートプラスの「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」に基づき証券総合口座内にNISA口座を開設することで、NISA口座を利用することができます。
- 契約者は、特定口座およびNISA口座の特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。)、特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といいます。))のいずれの勘定で証券投資信託の買付または売付をするかについて、ニッセイアセットマネジメントに一任するものとします。契約者自身が指定して取引することはできません。
- つみたて投資枠での購入が可能な銘柄は、金融庁において適格銘柄の申請が受理された証券投資信託に限られます。2024年8月現在、つみたて投資枠適格銘柄はありません。NISA口座における積立は、成長投資枠で行われます。
- つみたて投資枠および成長投資枠は、全ての目的別口座で共有されます。つみたて投資枠および成長投資枠における年間投資枠および生涯投資枠の利用状況は、全ての目的別口座における利用額を合算して判定します。
- NISA口座の利用を選択した契約者は、投資環境の変化に応じた基準配分比率の見直しや、基準配分比率に戻すための証券投資信託の売買(リバランス)を抑制して運用を行います。
- 「新しいNISA」制度で投資を行う場合には、一定の要件を満たす必要があります。
- 今後、「新しいNISA」制度の内容が変更となった場合、ゴールナビの「Smart NISA」機能の内容が変更となる可能性や期待する効果が得られない可能性があります。
- 金融機関変更等によりNISA口座での資産の買付ができない状態となった場合には、ゴールナビの「Smart NISA」機能は発動されず、設定は解除されます。

## 2 課税口座からNISA口座へ自動で組入れ「自動組入」について

- 本サービスにおいてNISA口座の利用を選択した契約者の特定口座に残高があり、かつ、年間投資枠、非課税保有限度額(総枠)、成長投資枠総枠が一定の条件を満たす場合、ニッセイアセットマネジメントは、ニッセイアセットマネジメントの判断で特定口座の証券投資信託を一部売却し、同じ銘柄を同額NISA口座で再購入することがあります(以下、この一連の売買を「自動組入」といいます。))。
- 「自動組入」は、原則として年1回、12月に契約者の特定口座、年間投資枠、総枠、成長投資枠総枠の状態により実施を判断します。

- 特定口座に複数銘柄の残高がある場合は、いずれの銘柄を売却・再購入するかについて、ニッセイアセットマネジメントが決定します。
- 「自動組入」を実施した場合、当該売買相当額は実施以降非課税となりますが、「自動組入」に伴う特定口座での売却の際に譲渡所得課税が発生することがあります。
- 売却から再購入まで、当該売買相当額を現金化したことにより市場の相場変動の影響をうけない期間が発生することがあります。この間に投資対象の証券投資信託の基準価額が上昇した場合、その上昇分は契約者の運用収益となりません。
- 売却から再購入までの間に証券投資信託の時価が上昇したことにより、買付額が成長投資枠の買付可能額を超過する場合があります。その場合、超過した部分については特定口座で買付けます。
- 一部の証券投資信託では当該売買に伴って信託財産留保額を負担いただくことがあります。
- 「自動組入」は、本サービスにおいてNISA口座の利用を選択した場合に自動付帯されます。

## 3 NISAの空き枠を拡張「自動空き枠拡張」について

- 本サービスにおいてNISA口座の利用を選択した契約者のNISA口座にある証券投資信託の基準価額が、つみたて投資枠、成長投資枠の各勘定で管理される取得価額を下回っている場合(以下、基準価額÷取得額を含み損率といいます。)、ニッセイアセットマネジメントは、ニッセイアセットマネジメントの判断でNISA口座の当該証券投資信託を一部売却し、同じ銘柄を同額、再度NISA口座で購入することがあります(以下、この一連の売買を「自動空き枠拡張」といいます。))。このことにより、NISA口座内の証券投資信託の取得価額を引き下げることができます。
- 「自動空き枠拡張」は、原則として年1回、12月に契約者の年間投資枠、総枠、成長投資枠総枠、およびNISA口座内の証券投資信託の基準価額の状態により、実施を判断します。
- 対象となる銘柄が複数ある場合は、いずれの銘柄を売却・再購入するかについて、ニッセイアセットマネジメントが決定します。
- 売却から再購入まで、当該売買相当額を現金化したことにより市場の相場変動の影響をうけない期間が発生することがあります。この間に投資対象の証券投資信託の基準価額が上昇した場合、その上昇分は契約者の運用収益となりません。
- 売却から再購入までの間に証券投資信託の時価が上昇したことにより、取得価額が却って上昇してしまうことがあります。また、買付額が成長投資枠の買付可能額を超過することもあります。その場合、超過した部分については特定口座で買付けます。このような場合には、当機能のメリットは享受できません。
- 一部の証券投資信託では当該売買に伴って信託財産留保額を負担いただくことがあります。
- 「自動空き枠拡張」は、本サービスにおいてNISA口座の利用を選択している契約者が、さらに選択によって利用できるオプション機能であり、契約者の意向により設定・解除ができます。NISA口座開設当初は「自動空き枠拡張」が設定されていない状態です。
- 「自動空き枠拡張」を設定している契約者において、「自動組入」と「自動空き枠拡張」の両方の発動条件を満たす場合は、「自動組入」を優先して発動するものとします。